

「火災・地震保険の改定」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

「火災保険の改定」

二〇一一年に発生した東日本大震災から、今年で一〇年の月日が経ちました。復興庁発表による復興へのロードマップでは、令和三年三月末までに第一復興・創生期間が終了する予定となっており、被災者支援（長期の避難生活に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援など）、住まいと街の復興（基盤となるインフラの整備）、産業・生業の再生（観光振興、農業・水産業の支援など）、福島復興・再生（原発事故による廃炉・汚染水対策、除染作業など）の各分野で、達成率も九〇%後半となっています。ロードマップに対する達成率なので、福島第1原子力発電所の廃炉には、まだかなりの時間が必要ですが、復興も一区切りといったところでしょうか。次の第二復興・創生期間では、国と被災地地方公共団体が協力し、被災者の心のケアなどの支援に取り組み、地方創生との連携を強化することとしています。一日も早い被災地の完全なる復興を願ってやみません。

東日本大震災の復興は、目に見える形で進んできましたが、この一〇年もの間には

地震以外にも様々な災害がありました。台風や集中豪雨、大雨による土砂災害や大雪など、過去に例を見ないほどの規模の災害もありました。二〇一四年には豪雪、二〇一六年には台風、二〇一八年には豪雨、二〇一九年には豪雨と台風により、各地に大きな損害をもたらしました。これらの自然災害（台風、大雨、土砂災害、豪雪）によって建物に損害があった場合には、店舗総合保険や住宅総合保険などの火災保険に加入していれば、保険金の支払いの対象となりますが、年々自然災害の規模が大きくなってきており、保険金の支払総額も増加傾向にあります。保険商品は収支相等の原則で成り立っており、契約者から預かる保険料の総額と、契約者へ支払った保険金の総額などが等しくなるようになっております。その為、支払保険金が増加すると、保険料も増える仕組みになっており、近年の自然災害による支払保険金の増加の影響により、定期的な料率改定（保険料や補償内容の改定）が行われております。直近では令和三年一月に火災保険の料率改定があり、保険料が六%〜八%ほど値上げされました。この料率の改定ですが、損害が減ると、当然ですが保険料も安くなります。

「地震保険の改定」

先日、福島県沖を震源とする最大震度六強の地震があり、東日本大震災の余震と考えると気象庁が発表致しました。一〇年の月日が経ってもなお、震度六強の地震が余震ということに、改めて東日本大震災の大きさを痛感致しました。この地震以外にも、二〇一六年には大分県中部と熊本県、二〇一八年には大阪北部と北海道胆振東部をそれぞれ震源とする大きな地震がありました。この様な地震によって建物に損害があった場合には、地震保険に加入していれば、損害の程度に応じて保険金が支払われますが、この地震保険も火災保険と同様に料率改定がありました。もともと地震保険は二〇一七年、二〇一九年、二〇二一年と三段階での改定を予定しており、保険料は三回の改定で平均一四%程度値上げされました。ちなみに静岡県に所在する木造の建物で、地震保険に一〇〇万円加入するのに必要な保険料は、四二二〇〇円となっており、前年の契約より八・五%の値上げとなっております。火災保険も地震保険も令和三年一月一日以降の契約（新規及び更改）から、順次新しい料率が適用されますので、今年更新を迎える火災保険契約は、保険料が高くなっておりますので、ご留意ください。